

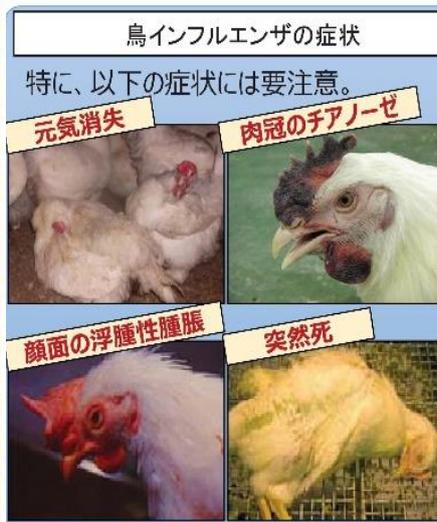
## 家畜衛生情報

### 渡り鳥の飛来のシーズンが始まります！ 厳重な警戒を！

高病原性鳥インフルエンザは、本年4月以降も、アジア（韓国、台湾、ベトナム等）や、欧州等において、飼養家さんにおける発生が確認されています。また、野鳥についても、国内へ飛来する渡り鳥の営巣地があるロシア及び中国において、広い範囲で発生が確認されています。これらの発生状況を考慮すれば、今シーズンにおいても、厳重な警戒が必要です。

飼養衛生管理基準の遵守により、発生予防対策を徹底するとともに、下記の症状を発見した場合には、直ちに最寄りの家畜保健衛生所に届け出てください！

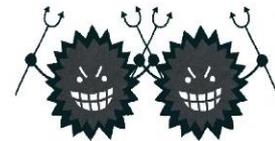
**早期発見  
早期通報  
● ●  
が重要です!!**



必ずしも全ての症状がみられるわけではないことに注意！！

「いずれかの症状に当てはまる」  
「何か異状がみられる」  
「死亡羽数が増えている」

そんなときは、  
最寄りの家畜保健衛生所等に要相談！！



### 令和3年10月に飼養衛生管理基準が改正されます

#### 👍 改正のポイント

1 家畜の所有者は、県の「飼養衛生管理指導等計画」を踏まえ、飼養衛生管理を行うことを追記

● 本計画においても、令和3年10月に改正予定。

長野県 飼養衛生管理指導等計画

検索

2 大規模農場において、畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置することを新設

- 大規模農場の定義：10万羽以上の農場
- 1人の飼養衛生管理者が複数の畜舎を管理することは可能。  
(この際、1人が担当する畜舎の飼養羽数が10万羽を超えないようにする)

3 家畜の頭数が多く、殺処分等に多大な時間を要すると県知事が認める家畜の所有者は、対応計画を策定することを新設

- 対応計画：防疫措置を実施する上での、必要動員数、必要資材、殺処分作業導線等の計画のこと。
- 家さん10万～20万羽の大規模農場については、必要に応じ、計画策定が必要。

4 これまでの「埋却地の準備」に代え、「埋却等に備えた措置」として、埋却地又は埋却施設を確保することとし、これらが困難な場合は代替として埋却・焼却・化製に係る県が求める取組を実施することを新設

家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	飯田	0265-53-0439	長野	026-226-0923
伊那	0265-72-2782	松本	0263-47-3223	県庁家畜防疫対策室	026-235-7232